

資料 2

「配偶者暴力防止法見直し
検討ワーキング・グループ
ヒアリング資料」

(福島県女性のための
相談支援センター資料)

・通報の対象となる暴力の形態と保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大について

- ・支援の現場では、精神的暴力・性的暴力を保護命令の対象とする必要性を強く感じている。
- ・DV被害者の中には、身体的暴力を受けた恐怖感から、身体的暴力がなくなった後も加害者の支配から逃れられず、被害が継続する方もいる。金銭の搾取、借金の強要や生活費を渡さない等の経済的暴力は被害者の生活を大きく侵害し、就労や交友関係の制限等は被害者を孤立させ、社会生活を困難にさせる。
- ・DV被害者の中には、望まない妊娠や中絶を経験している方もおり、経済的困窮により、中絶費用の捻出のための借金をせざるを得ない方もいる。性的暴力は心身へのダメージも深刻であるが、経済的なダメージを与えることもある。
- ・DV被害者が避難し安全な生活に向けて自立するために必要なことは、身体的暴力の有無による差はない。精神的・性的暴力のみを行う加害者からの追跡もあり、保護命令の対象とならないことで、被害者は追跡される恐怖を感じながら生活せざるを得ないのが現状である。
- ・DVの本質は加害者による被害者の支配であることを考えれば、精神的暴力・性的暴力も保護命令の対象とすべきと考える。
- ・通報についても同様であり、精神的暴力・性的暴力により加害者から強く支配され、逃げられない被害者もあり、支援につなげるため、対象とすることが必要と考える。

・通報や保護命令のあり方について

・保護命令の申し立ての際、身体的暴力について診断書や写真などの客観的な証拠の提出を求められることがあるが、被害者は加害者から行動を制限され、医療機関の受診や写真撮影等が困難なことが多い。また、怪我を隠すように命じられたり、友人や親族との連絡を禁じられることもあり、客観的な証言を得ることが困難なこともある。保護命令発令の決定に際しては、こうした被害者の状況を考慮して欲しい。

・精神的暴力が保護命令の対象とされた場合、「精神科医の診断書」による証明を求められると、身体的暴力と同様の理由で証拠の提出が困難となる可能性がある。また、DVに理解があり、精神的暴力と精神症状の因果関係について診断する医療機関がどの程度あるのかも不明である。精神的暴力は被害者の経済、社会生活を大きく侵害するものであり、精神的暴力の対象を「精神科医の診断書」により明確化することが求められると、精神症状以外の困難を抱える被害者に支援が行き届かない可能性があることも踏まえてご検討いただきたい。

・現在の保護命令の期間は6か月であるが、被害者が避難し、自立生活が軌道に乗る前に再び申し立てることとなることが多い。また、保護命令が発令されたことで再度の暴力や追跡がなくなったにも関わらず、「暴力や追跡がない」として再度の申し立てで発令されないこともある。加害者は数年以上にわたり追跡する事例もあり、被害者の安全確保としては期間が短く、手続き等の負担が大きい。

・加害者からのLINEについて警察に相談した際、「保護命令の対象は電子メール」といわれた事例もある。様々な加害行為に柔軟かつ迅速に対応できるような改正を検討いただきたい。

・通報から被害者の支援に必ずしもつながらない事例もある。児童虐待通告は、保護、治療、自立支援と児童福祉法により支援が可能だが、DV被害は被害者自身が自立に向けた努力をする必要がある。避難後の自立の困難さが、被害者が避難をためらう要因の一つと考えられ、支援策の充実が必要である。

・身体的暴力がない、又は認められず保護命令が発令されなかった(または申し立てを諦めた)事例

【事例 1】

被害者は夫から身体的暴力を受け、一度は避難したが再び夫のもとに戻った。再び一緒に生活してからは身体的暴力はなかったが、暴言や行動の制限等の精神的暴力は継続し、再び避難した。保護命令を申し立てたが、一度戻ってからの身体的暴力がなかったことから保護命令は却下された。

【事例 2】

被害者は夫から身体的暴力や暴言、脅迫を受けて避難し、保護命令を申し立てた。しかし、身体的暴力の頻度が少なく、夫側に代理人がついたため追跡や再度の暴力の可能性が低いとの理由で、裁判所から保護命令却下となるため取り下げよう求められ、取り下げをした。

【事例 3】

被害者は長年にわたり夫から暴言、脅迫、行動の制限、子どもの養育に関する過度の指示、制限等を受け、精神科治療が必要な程のダメージを受け、避難した。身体的暴力がないため、保護命令の申し立ては諦め、居所を秘匿して避難した。

【事例 4】

被害者は内縁の夫から、暴言、行動の制限、性的暴力と子どもへの虐待があり避難したが、被害者への身体的暴力がないため、保護命令の申し立てを諦め、居所を秘匿して避難した。

※事例は実際の事例をもとに作成した架空の事例です。